

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

◇告 示 鳥取県繭鑑定規則の一部を改正する規則

◇告 示 他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理療養取扱機関として、申出の受理があつたものとみなされるもの

昭和四十一年十二月鳥取県告示第六百七十号の廃止

胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収等の事務の委託

結核予防法による医療機関の指定

牛の家畜人工授精講習会の開催

ひな白痢検査の実施

腐蛆病検査の実施

保安林予定森林の一部を変更する旨の通知

公共測量を実施する旨の通知

昭和四十年九月鳥取県告示第四百二十九号の一部改正

道路の位置の指定

◇教委告示 定例教育委員会の招集

◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

◇公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正

規 則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「当該紹介の日」を「雇用することが決定した日」に改める。

第六条中「一万円」を「一万一千元」に改める。

様式第一号中「紹介年月日」を「雇用決定年月日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日以後に交付決定をする雇用奨励金について適用する。

鳥取県繭鑑定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

鳥取県繭鑑定規則の一部を改正する規則

鳥取県繭鑑定規則（昭和二十八年七月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「鳥取県繭検定所長（以下「所長」という。）が行う」を「知事が行なう」に改め、同条第二項中「所長」を「知事」に、「甚き」を「甚つき」に改める。

第三条中「但し」を「ただし」に、「所長」を「知事」に、「二・二五〇キログラム」を「二・五キログラム」に、「〇・九〇〇キログラム」を「一・〇キログラム」に改める。

第五条中「所長」を「知事」に改める。

様式第一号

繭 鑑 定 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 殿

申請者 住 所 氏 名

下記のとおり鑑定を受けたいので、供用繭を添えて申請します。

記

第六条中「所長」を「知事」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項）

第七条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の規定により繭検定所長の委任決裁事項として定められた事項は、次のとおりである。

- 一 第二条の規定による繭の鑑定
 - 二 第三条ただし書の規定による鑑定供用繭の数量の増減の承認
- 様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

番記号	蚕期別	乾繭程度	蚕品種名	500グラム数	供用繭量	選歩	除繭合	繭糸長	解し率	繭糸織度	生糸重量	点数	格	追加希望項目	備考
				粒	キログラム		※	※	※	※	※	※	※		
				粒											

備考 ※印の欄は、希望するものに○印をつけること。

様式第2号

備 考 成 績 成 績

申請年月日 申請者 氏名 年月日

番記号	蚕 期 別	蚕品種名	鑑 定					備 考
			選除繭合 率 %	繭糸 長 mm	解し 率 %	糸 繰 度 mm	生糸 量 %	
			点数	格				

年 月 日

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)
- 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。
別表第二中家畜保健衛生所長の項の次に次のように加える。

繭 検 定 所 長

鳥取県繭鑑定規則(昭和二十八年七月鳥取県規則第五十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による繭の鑑定

(二) 第三条ただし書の規定による鑑定供用繭の数量の増減の承認

告 示

職 氏 名 国

鳥取県告示第二百七十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
田 中 医 院	米子市彦名町 二八七三	全 国 (東京、島根は申出済)	昭和四十四年 三月六日
後藤内科医院	〃 両三柳五区 四五一八ノ三	全 国	〃 四月一日
川本内科医院	倉吉市上井町 二丁目二	〃	〃
石見診療所	日野郡日南町上石見 七六六の二	〃	〃
前田小児科医院	鳥取市大工町頭 一二	〃	一四日
森脇外科医院	境港市馬場崎町 二三九	〃	一五日
鳥取県立整肢学園	米子市上福原 一七五一の一	〃	〃

鳥取県告示第二百七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

林原外科医院 東伯郡赤碕町赤碕 一〇九二 昭和四十四年三月二十六日

川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	〃	四月一日
後藤内科医院	米子市両三柳五区 四五一八ノ三	〃	〃
石見診療所	日野郡日南町上石見 七六六ノ二	〃	〃
前田小児科医院	鳥取市大工町頭一二	〃	一四日

鳥取県告示第二百七十四号

昭和四十一年十二月鳥取県告示第六百七十号(胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収等の事務の委託について)は、廃止する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収及び収納の事務を、鳥取県対ガン協会会長阿武保郎に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に

より、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十四年四月十六日	後藤内科医院	米子市両三柳四五一八ノ三	後藤久雄

鳥取県告示第二百七十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による牛の家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催場所 東伯郡赤碓町松谷六〇六 鳥取県畜産講習所

二 開催期間 昭和四十四年五月二十一日から五月三十日まで

三 受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条の受講願書（二部）に同規程同条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、所轄の家畜保健衛生所へ昭和四十四年五月十日までに提出すること。

四 その他

- 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
- 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第二百七十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月 八日	米子市	各鶏舎
" 十四日	"	"
" 二十日	"	"
" 二十四日	大山町	"
" 二十六日	"	"

鳥取県告示第二百七十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により腐蛆病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規

定に基づき、みつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 腐蛆病予防のため

二 実施する区域 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち

四 実施の期日 昭和四十四年五月一日から昭和四十四年五月三十一日

まで

五 検査の方法 肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第三百八十号

昭和四十三年十一月鳥取県告示第七百五十八号をもつて告示した保安林予定森林について、その一部を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四の(一)中「二〇九三の一六から二〇九三の四四まで」を「二〇九三の一七、二〇九三の一九から二〇九三の四四まで」に、「二一〇四の一から二一〇四の二二まで」を「二一〇四の一から二一〇四の七まで、二一〇四の九から二一〇四の二二まで」に改める。

十六の(一)中「字新田山四八六の第四、四八六の四九から四八六の五四まで、四八六の五六から四八六の六六まで、四八六の六八、四八六の六九、

四八六の七四」を「字新田山四八六の四九、四八六の五一、四八六の五二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、四八六の六八、四八六の七四」に改める。

末尾文中「（「次のとおり」は、省略し、関係書類を）」を「（「次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を）」に改める。

鳥取県告示第二百八十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 通信地図修正測量

二 作業期間 昭和四十四年五月六日から昭和四十四年五月二十六日まで

三 作業地域 鳥取市丸山町、湯所一丁目、湯所二丁目、材木町、東町一

丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、

西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、栗谷町、玄好町、片

原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁

目、尚徳町、掛出町、江崎町、馬場町、上町、中町、大榎町、

立川町一丁目、立川二丁目、立川三丁目、立川四丁目、立川

五丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、庖丁入町、大工町頭、

御弓町、上魚町、元大工町、鍛冶町、寺町、桶屋町、職人町、

若桜町、戎町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元魚町四丁目、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、茶町、元町、新町、大工町、栄町、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、瓦町、南町、今町一丁目、今町二丁目、寿町、築師町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、東品治町、賀露町、湖山町、行徳、田島、卯垣、岩倉、富安、吉方、布勢、足山、里仁、岩吉、南隈、晚稲、安長、徳吉、徳尾、古海、葛蒲、服部、野寺、秋里、江津、浜坂、円護寺、小西谷、百谷、大杖、束今在家、桜谷、正蓮寺、雲山、新滝山、古市、吉成、犬覚寺、酌場、叶、数津、宮長、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目

岩美郡園府町大字奥谷、福部村大字久志羅、大字左近

鳥取県告示第二百八十二号

昭和四十年九月鳥取県告示第四百二十九号(鳥取県土木工事共通仕様書について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年五月一日から施行する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第五十条第四号中「六十五パーセント」を「七十パーセント」に改める。

第百八十五条第八項中「十秒」を「五秒」に、「(五十秒以上)」を「(四十秒から五十秒まで)」に改める。

第百八十六条第四項中「百度」を「百十度」に改める。

第百八十八条第一項中「九十度」を「百十度」に、「百十五度」を「百四十度」に改める。

鳥取県告示第二百八十三号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年四月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市湯所町 一丁目五六三	鳥取市湯所町二丁目 五四一番地の一	延長 二三・七メートル 幅員 四・〇メートル
吉村一夫	五四一番地の一〇の一部	
〃	五四二番地の一部	
〃	五四一番地先農道	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

一 日時 昭和四十四年五月六日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 1 境水産高校水産実習船の建造計画について

2 その他

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第六号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

署 詰	鳥取市吉方	鳥取市のうち 吉方、寺町
立川警察官派出所	立川町二丁目	立川町一、二、三、四、五丁目 (通称旭町を除く。)、吉方町一、二丁目、大工町頭、大榎町、御弓町
吉方警察官派出所	鳥取市吉方	鳥取市のうち 吉方
立川	立川町二丁目	立川町一、二、三、四、五丁目 (通称旭町、緑町を除く。)、吉方町一、二丁目、大工町頭、大榎町、御弓町
若桜橋	葦片原町	葦片原町、南本寺町、川端一、二、三、四丁目、新町、元魚町、職人町、桶屋町、二階町一、二、三、四丁目
駅前	鳥取駅前構内 東品治町地内	東品治町、今町二丁目、川外大工町、富安
瓦町	瓦町	瓦町、今町一丁目、梶川町、西品治の一部(通称十代町)、行徳、古市の一部(通称古市新道)

に

を

瓦町 "	駅前 "	若桜橋 "	" 丸山 "	" 吉成 "	鳥取市緑町警察官 駐在所	湯所 "	茶町 "
瓦町 "	鳥取駅前 東品治町地内 構内	我町 "	丸山町 "	吉成 "	卯垣 "	湯所町 "	茶町 "
瓦町、今町一丁目、南町、西品治の一部(通称千代町)、行徳	東品治町、今町二丁目、川外大工町、富安、栄町	元町、川端一、二、三、四丁目、新町、元魚町一、二、三丁目、職人町、桶屋町、二階町一、二、三、四丁目、我町、寺町	丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、田島の一部(通称松並町の一部)、西品治の一部(通称松並町の一部)、江津、秋里	的場、宮長、大覚寺、数津、叶、吉成、古市(通称古市新道を除く。)	百谷、滝山、小西谷、岩倉(通称稲葉ヶ丘を除く。)、卯垣、立川町五丁目的一部(通称旭町)	鹿野町、材木町、玄好町、湯所町一、二丁目、片原五丁目、相生町一、二、三、四丁目、田島(田島一区、田島二区及び通称松並町を除く。)	三軒屋、下魚町、四丁目尻、魚町尻、茶町、新品治町、南町、寿町、田島の一部(田島一区及び田島二区、西品治(通称松並町及び千代町を除く。))

を

別表の鳥取県米子警察署の項中

" 古海 "	" 古海 "	" 丸山 "	" 吉成 "	鳥取市緑町警察官 駐在所	湯所 "	茶町 "
" 古海 "	" 古海 "	丸山町 "	吉成 "	卯垣 "	湯所町 "	茶町 "
安長、古海、葛蒲、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路、商栄町	安長、古海、葛蒲、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路	丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、田島の一部(通称松並町)、江津、秋里	的場、宮長、大覚寺、数津、叶、吉成、古市	百谷、滝山、小西谷、岩倉(通称稲葉ヶ丘を除く。)、卯垣、立川町五丁目的一部(通称旭町)	材木町、玄好町、湯所町一、二丁目、片原五丁目、相生町一、二、三、四丁目、田島の一部(狐川以東)	本町五丁目、元魚町四丁目、茶町、川端五丁目、新品治町、田島(通称松並町及び狐川以東を除く。)、西品治(通称千代町を除く。)

に

を

に

博労町 "	角盤町 "	後藤 "	錦公園 "	尾高町 "	加茂町 "	駅前警察官派出所
"	"	"	"	"	"	米子市弥生町米子駅構内
博労町二丁目	角盤町二丁目	立町四丁目	西町	尾高町	加茂町一丁目	米子市のうち 明治町、万能町、弥生町、末広町、塩町、大工町、目久美町の 一日野町(新加茂川以東)、茶町、四 丁野町(道笑町一、二、三、四、 日野町、新加茂川一、二、三、四、 丁野町、長砂町)
三統町一、二丁目、博労町一、二、 和町一、四丁目、富士見町、富士見 町、陽田町、車尾の東山町(昭 称住之江町の一部米川以西)	角盤町一、二、三丁目、錦町一、 二丁目、日出町、富士見町二 丁目、朝日町	寺町、立町三、四丁目、上後藤、 両三柳の一部(通称三本松)、米 原の一部(米川以南)	灘町一、二、三丁目、花園町、 旗ヶ崎、内町、天神町二丁目	東倉吉町、西倉吉町、尾高町、 岩倉町、天神町一丁目、立町一、 二丁目	法勝寺町、紺屋町、四日市町、 中町、東町、加茂町一、二丁目、 西町、久米町	

を

"	"	博労町 "	角盤町 "	錦公園 "	加茂町 "	駅前警察官派出所
"	"	"	"	"	"	米子市弥生町米子駅構内
西福原 "	浜橋 "	博労町二丁目	角盤町二丁目	西町	加茂町一丁目	米子市のうち 明治町、万能町、弥生町、末広 町、塩町、大工町、目久美町の 一日野町(新加茂川以東)、茶町、四 丁野町(道笑町一、二、三、四、 陽田町、東山町、法勝寺町、昭 和町、東山町、一丁目、和屋
東福原、西福原、米原の一部(米川以北)	河崎、安倍、両三柳(通称三本松を除く。)	博労町一、二、三、四丁目、統 町二丁目、勝田町、車尾の一部 (通称住之江町の一部米川以 西)、東福原の一部(前地)	角盤町一、二、三丁目、日出町、富士見 町一、二丁目、角盤町四丁目、西 原の一部(四軒屋上場谷)、米 原の一部(通称三本松)	灘町一、二、三丁目、花園町、 旗ヶ崎、内町、天神町二丁目、 西町、久米町、立町四丁目	四日市町、中町、加茂町一、二 丁目、東倉吉町、西倉吉町、尾 高町一、二、三丁目、寺町	

を

に

別表の鳥取県黒坂警察署の項中

“ 浜橋 ”	“ 西三柳 (浜橋) ”	“ 河崎、安倍、西三柳 (通称三本松を除く。) 上後藤 ”
“ 西福原 ”	“ 西福原 ”	“ 東福原の一部 (前地を除く。)、西福原の一部 (四軒屋、上場谷を除く。) ”

“ 大崎 ”	“ 大崎 ”	“ 大崎 ”
--------	--------	--------

“ 大崎 ”	“ 大崎 ”	“ 大崎、葭津 ”
--------	--------	-----------

“ 日南町上石見 ”	“ 日南町大字上石見 ”	“ 日南町のうち、中石見、下石見、神戸上、花口、三吉 ”
“ 福塚 ”	“ 大字福塚 ”	“ 大字福塚、神福、豊栄 ”

“ 日南町上石見 ”	“ 日南町大字上石見 ”	“ 日南町のうち、中石見、下石見、神戸上、花口、三吉、福塚、神福、豊栄 ”
------------	--------------	---------------------------------------

改める。

に を に を に

附 則

この規則は昭和四十四年五月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

道路交通の規制に関する規程 (昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号) の一部を次のように改正し、昭和四十四年五月一日から施行する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県公安委員長 澤 住 辰 蔵

別表第一の五を次のように改める。

五 八頭郡

路線名 区 間 (延長) 対象 時間

1 県道谷郡家線 郡家町大字郡家二二九番八先から同大字三二八番一先までの間 二五〇 大型自動車 終日

2 県道智頭停車場線 智頭町大字智頭一、六四二番先から同大字地内備前橋北詰までの間 四二〇 “ “

3 町道源平線 智頭町大字智頭一、七一〇番一先から同大字一、七九四番先までの間 一六〇 “ “

別表第二中六を七とし、五を六とし、四の次に五として次のように加える。

五 八頭郡

線路名 区 間 (メートル) 禁止の方向 対象 時間

1 県道智頭停車場線 智頭町大字智頭一、六六八番先から同大字地内備前橋北詰までの間 二〇〇 智頭町役場方向から備前橋方向 車両(二輪及び軽車両を除く) 終日

2 平町道線 智頭町大字智頭一、七九四番三先から同大字一、六六八番先までの間 一四〇 紅葉橋方向から京橋方向 " "

3 宕町道線 智頭町大字智頭一、六四〇番一先から同大字一、六二八番一先までの間 三五〇 智頭町役場方向から久志谷橋方向 " "

56 " 八八番先十字路 四 信号機設置 別表第五の二の56を次のように改める。

別表第十一の六中4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のように加える。

3 県道津山加茂智頭線及び町道智頭駅前線 智頭町大字智頭地内錦橋北詰から同大字一、八一六番一先までの間 六三〇 " "

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】